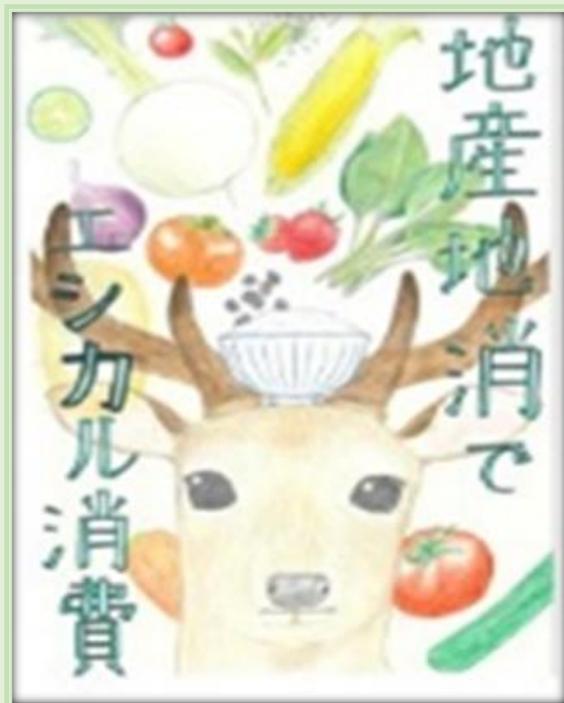
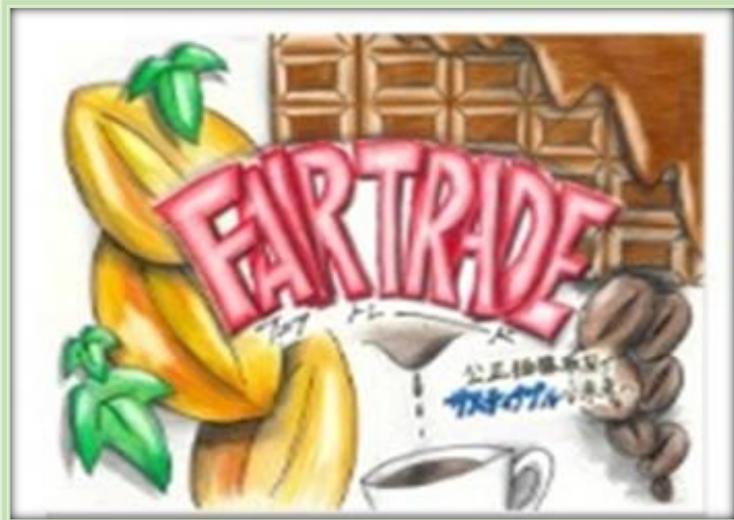


消費生活ワークブック

～消費者市民社会をめざして～



中学校 年 組 番 氏名:

目次

I 私たちの消費生活

1. 消費者としての自覚を持つ 2
2. 販売方法と支払い方法について 3~4
3. お金の管理 5
4. 商品の購入と選択 6

II Tシャツを選ぼう 7~8

III 消費者トラブルの実態

1. 消費者トラブルとは? 9
2. 消費生活相談件数と被害額 9
3. 成人の権利と責任~18歳で成人すると何が変わる?~ 10
4. 消費者トラブルの事例
 - ① インターネット通販 10~11
 - ② 実在の会社を装う偽メール(フィッシング) 12
 - ③ もうけ話・副業・闇バイト 12
 - ④ SNSの個人間売買 12
 - ⑤ キャッチセールスのトラブル 13

5. トラブル解決の方法 13~14
 - ☆ クーリング・オフとは 13
 - ☆ クーリング・オフ通知のしかた 14

IV よりよい消費生活をめざして

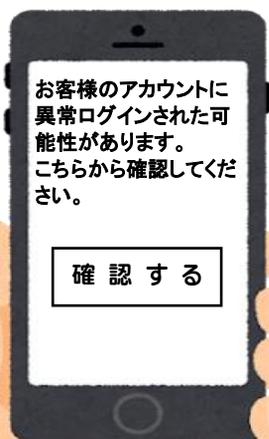
1. 消費者を守る法律と相談機関 15
2. 消費者の権利と責任 16
3. 消費者市民社会をめざして 17~18

裏表紙

- ☆ あきらめずに、相談しよう
- ☆ 消費生活センターの連絡先
- ☆ 消費者ホットライン188

表紙: 令和4年度5年度「消費者教育・啓発ポスターコンテスト」
応募作品 (奈良県内高校生の作品)

こんなメッセージを見たことはありませんか？



通信料金の支払がされていません。
至急こちらで確認してください。
〇〇ファイナンス
<http://ntt.fainance.co.jp>

お客様宛のお荷物をお届けにあがりましたが不在のため持ち帰りました。下記よりご確認ください。
〇〇宅配株式会社<〇〇ホールディングスグループ>
<http://〇〇-sg-com/>

差出人: ××PAY
宛先: △△△△△
今日 〇〇; ×××

おめでとうございます!
5000円分のポイントが
当選しました!
受け取り期限: 〇〇年×月△日

今すぐもらう

問 1 あなたは不審な広告やメッセージを見たことはありませんか？
どんな内容でしたか？どこがあやしかったですか？



問 2 このようなメッセージや広告を見たら、
どう対応したらよいでしょうか？

荷物を受け取って転送するだけ！
1件5千円。即日現金振込みます。
ホワイト案件: 先着順

スマホで簡単に稼げる方法をお知らせします！先着30名限定です！
--- まずは、友達追加から⇒

タップしたらどうなるかは、
Ⅲ消費者トラブルの実態で

SNS (Instagram, TikTok, YouTube等)
のメッセージや広告



I. 私たちの消費生活

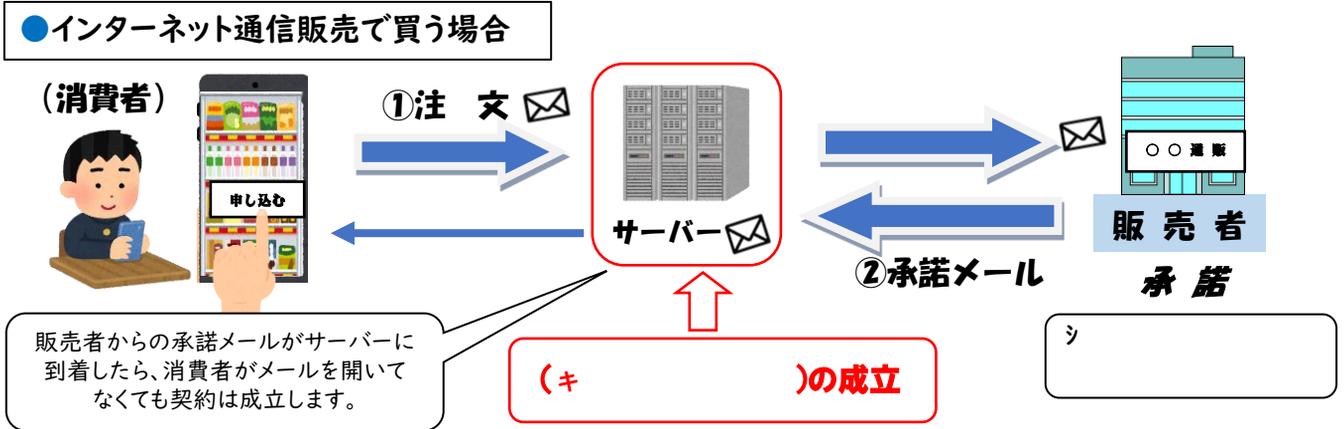
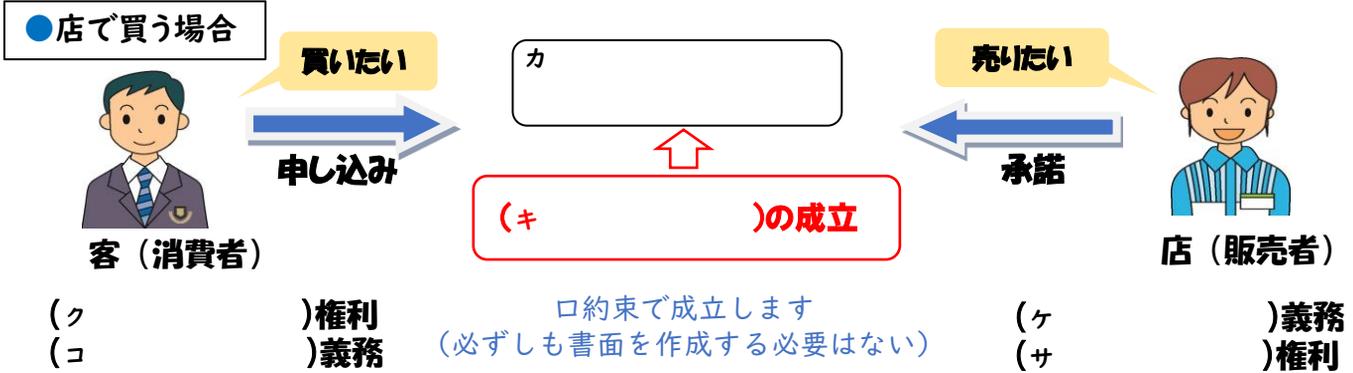
1. 消費者としての自覚を持つ

〈消費生活とは?〉



- 商品
- ・(イ) 形のあるもの 例
 - ・(エ) 形のないもの 例

〈消費生活と契約〉



- 契約とは(ス)によって保護された約束なので、(セ)に取り消すことはできません。
- 未成年者の契約: 法定代理人(保護者)の同意を得ないで行った契約は(ソ)。
- 成人年齢は(タ)歳。成人すると未成年者取り消しはできなくなります。(契約責任の発生)
(ただしお小遣いの範囲や「成人である」と偽って契約した場合は、未成年者取り消しはできません。)

I. 私たちの消費生活

2. 販売方法と支払い方法について

あなたが次の商品を買うとしたら、どこで購入し、どのように支払うか考えてみよう。

| | | | | | |
|-------|------------|----|------|-------|-----------|
| 商品 | ペットボトルの飲み物 | 音楽 | 本・漫画 | スニーカー | コンサートチケット |
| 購入場所 | | | | | |
| 支払い方法 | | | | | |

〈販売方法〉

| | 種類 | 特徴 |
|-------|---|--|
| 店舗購入 | <ul style="list-style-type: none"> • _____ • _____ • _____ • _____ • _____ • _____ | <p><プラス面></p> <ul style="list-style-type: none"> • 商品を直接見て購入できる。 • 他の商品と実物で比較できる。 <p><マイナス面></p> <ul style="list-style-type: none"> • 店舗がないと購入できない。 • 営業時間内しか購入できない。 |
| 無店舗購入 | <ul style="list-style-type: none"> • _____ • _____ • _____ • _____ <p>・消費生活協同組合の共同購入等</p> <p>・移動販売 ・展示会販売</p> <p>・フリーマーケット、バザー</p> | <p><プラス面></p> <ul style="list-style-type: none"> • _____ • _____ <p><マイナス面></p> <ul style="list-style-type: none"> • _____ • _____ • _____ • _____ |

☆さまざまな支払い方法の特徴を考えてみよう

| 支払方法 | (ア) | (イ) | (ウ) | | | |
|--|---|--|---|--|--|---|
| 特徴 | 前もってプリペイドカードや券を買っておいたり、事前にお金をチャージしておき、現金の代わりに使う。 | 商品を先に手に入れ、期日までに一括もしくは分割で支払う。 | 商品購入時に現金で支払ったり、銀行口座から即時にお金が引き落とされる。 | | | |
| 種類 | <p>〈チャージ式電子マネー〉</p>  <p>交通系電子マネー プリペイド型電子マネー</p> <p>〈プリペイド型カード〉</p>  <p>プリペイドカード 電子マネー(ギフトカード)</p> | <p>〈クレジットカード〉</p>  <p>※公共料金やスマートフォンの利用料金(使った分を次月に払う) ※コンビニ後払い</p> | <p>〈デビットカード〉</p>  <p>〈現金〉</p>  | | | |
| | <p>〈コード決済〉 スマートフォンのアプリで店が提示するQRコードを読み取ったり、スマートフォンに表示されたQRコードやバーコードを店が読み取ったりして支払う。(〇〇pay) 次のような支払い方法(チャージの仕方)を選ぶことができる。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:33%; vertical-align: top;"> <p>〈チャージして払う〉 コンビニや銀行口座等を連携して現金をアプリにチャージして払う</p> </td> <td style="width:33%; vertical-align: top;"> <p>〈クレジットカード連携〉 アプリにクレジットカードを連携させて支払う方法</p> </td> <td style="width:33%; vertical-align: top;"> <p>〈銀行口座連携〉 アプリに銀行口座を連携させて使用時に口座からお金を引き落とす方法</p> </td> </tr> </table> | | | | <p>〈チャージして払う〉 コンビニや銀行口座等を連携して現金をアプリにチャージして払う</p> | <p>〈クレジットカード連携〉 アプリにクレジットカードを連携させて支払う方法</p> |
| <p>〈チャージして払う〉 コンビニや銀行口座等を連携して現金をアプリにチャージして払う</p> | <p>〈クレジットカード連携〉 アプリにクレジットカードを連携させて支払う方法</p> | <p>〈銀行口座連携〉 アプリに銀行口座を連携させて使用時に口座からお金を引き落とす方法</p> | | | | |
| プラス面 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎回、現金を用意しなくて済む。 ・ 事前に入金額を自分で設定できるので、使いすぎを防げる。(自動入金される機能もある。自動入金設定すると使いすぎることがあるので注意) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 手持ちの現金や使用口座の残高がなくても、決められた利用限度額までなら買い物ができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 現金:使い過ぎになりにくい ・ デビットカード:会計後すぐに銀行口座から引き落とされるのでわかりやすい。銀行口座名義人のみ使用できる。 | | | |
| マイナス面 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 使える店等が限定される。 ・ 誰でも使用できるので、紛失すると他人に使われる危険性がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 使える店等が限定される。 ・ 使いすぎのおそれがある。 ・ クレジットカード会社の審査があり、収入や年齢の制限によって利用できないことがある。 ・ 分割払いや、リボ払いの場合、手数料がかかる。 ・ 年会費がかかることがある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 現金:毎回用意しなくてはならない。 ・ デビットカード:使える店等が限定される。銀行口座に残金がなければ使用できない。 | | | |

☆その他さまざまなカード・キャッシュカード:銀行等の自動現金支払機(ATM)で使えるカード
・メンバーズカード:その店の会員カード。様々な特典が付くことが多い。(ポイントカード等)

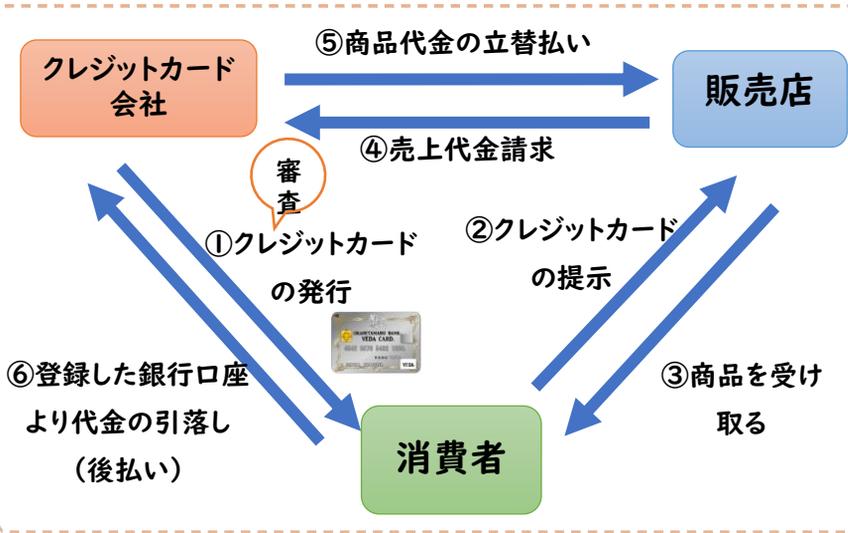
電子マネー、クレジットカードやスマホ決済など、現金を使わずに支払うことを(エ)と言います。(エ)は便利ですが、怖い面もあります。
それぞれの支払い方法の特徴を理解したうえで、適切に利用できるようになりましょう。

問:あなたはどちらですか? a.現金で支払いたい b.キャッシュレス決済で支払いたい c.どちらともいえない

理由は?

I. 私たちの消費生活

☆クレジットカードの仕組み



クレジットカードの「クレジット」は、(ア) という意味で、消費者を(ア)して、クレジットカード会社が立替払いを行い、消費者は後からクレジットカード会社に返済するという契約の仕組みです。これを(イ) 契約と言います。クレジットカードの利用は、(ウ) と同じです。目に見えないお金の管理は難しいので、いくら使い、いくら残っているか把握し、計画的に使うことが必要です。

3. お金の管理

計画的な金銭管理のために

家庭の収入と支出

収入：勤労・財産（家賃・利息）・その他（年金・手当）

支出

- 消費支出
 - 必然的（食費、住居費、光熱費等の生活費）
 - 選択的（交際費・娯楽費・教養費など）
- 非消費支出（税金：所得税・住民税など、社会保険料：健康保険料・年金保険料など）



問：①と②どちらが望ましいですか？
(カ) 理由： _____)

新しいゲームが欲しいな。
でも、いま持っているお金では足りない。
どうしよう？

収支のバランスがとれた消費生活を送るために、金銭管理の方法を身につける必要性が高まっています。

金銭管理の方法

- ◆ レシートの整理・保管
- ◆ 小遣い帳をつける
- ◆ スマホのアプリやパソコンで管理する

<自己評価>

- 今日の授業に積極的に参加できましたか？(A・B・C)
- 今日の授業は理解できましたか？(A・B・C)

4. 商品の選択と購入 <意思決定のプロセス>

① 目的・課題

購入の目的を確かめるために、必要と思う理由や条件を挙げる

- ・どうして必要か
- ・何をどれだけ買うか
- ・予算に合うか ・誰のために買うか
- ・その他(いつまでに必要か 機能、モデル、ブランドなどの希望)

本当に必要？

必要なものですか？ **ニーズ**

欲しいものですか？ **ウォンツ**

新しいスニーカーが欲しいなあ…

誰かにゆずってもらうなど買わない方法もあるね

② 情報収集・方法の検討

商品を選ぶときのポイント

- (ア)
- (イ)
- (ウ)
- (エ)

購入方法・支払い方法の検討
⇒P3~4 参照

商品を買うとき、どこから情報を集めますか？

オ

③ 決定

1) とりあえず決定

商品の候補を決めて、もう一度目的に
あっているか、検討した情報は信頼で
きるか確認する

2) 決定の見直し

目的とずれていたたり、他の情報が必要なら、プロセスの①②に戻る

購入方法・支払い方法の検討
⇒P3~4 参照

本当に必要か再度検討する
必要がないと判断したら
購入をとりやめる。



国際フェアトレード認証ラベル



“フェアトレード (Fair trade) = 公正な取引”とは？

開発途上国の原材料や製品を、「適正な価格」で「継続的」に取引することによって、生産者の持続的な生活向上を支える仕組み。生産地では、不当に低い賃金のため人々は貧困状態から抜け出せず、児童労働が問題となっている。このような状況を変えるための国際的な取り組みが進んでいる。

フェアトレード商品には、チョコレート、コーヒー、紅茶、スパイス、ハーブ、コットン製品(Tシャツ等)などがある。フェアトレード基準を満たした製品には、認証ラベルがつけられており、世界140カ国以上で流通している。私たちがフェアトレード商品を購入することで途上国と生産者を支援することができる。フェアトレード商品をお店で探してみよう！(P17参照)

④ 実行

購入

購入後

商品に間違いがないか確かめる
レシート・領収書の内容を確かめる
保証書・取扱説明書等を保管する

⑤ 評価・改善

計画的に購入できたか振り返る
商品の選択の満足度を評価する
不満や改善することがあれば、次の購入に活かす



II. Tシャツを選ぼう

☆各班のプレゼンテーションを聞いて、Tシャツの特徴を箇条書きで書きなさい。
また、各班のプレゼンテーションについての各項目の評価を、A・B・Cに○をつけなさい。

| 商品番号 (発表順も同じ) | Tシャツの写真 | 班 | Tシャツの特徴 (このTシャツのセールスポイントと思う特徴を2つ以上記入しよう) | ポスターはわかりやすかったか。 | プレゼンに工夫があったか。 | 選択に必要な情報は得られたか。 |
|------------------|---|---|---|-----------------|---------------|-----------------|
| 1 |  | | | A B C | A B C | A B C |
| 2 |  | | | A B C | A B C | A B C |
| 3 |  | | | A B C | A B C | A B C |
| 4 |  | | | A B C | A B C | A B C |
| 5 |  | | | A B C | A B C | A B C |
| 6 |  | | | A B C | A B C | A B C |

☆あなたが選ぶとしたらどのTシャツを選びますか？Tシャツの番号を書きなさい。

☆そのTシャツを選んだ基準は何ですか？ 次の表から3つ選び、○をつけましょう。
その3つのうち最も重視した条件に◎をつけましょう。

| | | | | | | | |
|-------------------|--|-------|--|-----------------|--|--------|--|
| 値 段 | | 販売方法 | | 原 産 国 | | 素 材 | |
| 支払い方法 | | 機 能 性 | | デザイン・色柄 | | 環境への配慮 | |
| 取り扱い方法 (手入れ方法) | | そ の 他 | | その他の内容を具体的に書こう。 | | | |

☆あなたが、そのTシャツを選んだ理由を、文章で説明しましょう。

☆友達の見意見を聞いて、もう一度そのTシャツでよかったか再考してみましょう。
なぜそう思ったか書きましょう。

<自己評価>

- 大きな声でわかりやすくプレゼンできましたか。(A・B・C)
- 発表はしっかり聞くことができましたか。(A・B・C)
- しっかり考えてTシャツを選択できましたか。(A・B・C)
- 「Tシャツを選ぼう」の授業を終えて、考えたことや感想やさらにこれからの生活にどう活かそうと思うかを書きなさい。

Ⅲ. 消費者トラブルの実態

1. 消費者トラブルとは？



消費者と事業者、または消費者間の取引において発生するトラブルを「消費者トラブル」といいます。その中で消費者が、損害・危害を受けることを「消費者被害」といいます。事業者が、消費者をだましたり脅したり、じゅうぶんに考える時間を与えなかったなど、冷静な判断ができないようにして契約させる悪質な売り方を（ウ）商法といいます。

消費者トラブルにあった時に相談できる
消費生活センター

消費者ホットライン
エ

消費生活センターは、地方自治体の行政機関です。消費者からの消費生活に関する相談について、専門の相談員が、公正な立場で助言やあせせんを行い、消費者トラブルの解決の支援をしています。相談は無料です。秘密は守ります。

地元の消費生活センターは
どこにあるか調べよう



奈良県消費生活センター

<https://www3.pref.nara.jp/syohuiseikatsucenter/>

2. 消費生活相談件数と被害額（2023年度）

消費生活相談から消費者トラブルがわかる

| | | |
|--------------|------|---|
| 全国の1年間の相談件数 | 約（オ） | 件 |
| 奈良県の1年間の相談件数 | 約（カ） | 件 |

消費生活センターに相談するのは一部の人。実際に起こっている消費者トラブルはもっと多い！

消費者被害（全国）の1年間の推計額は？ 約（キ）円

〈相談の多い商品・サービス（全国）〉 2023年度1年間の集計値

令和6年版消費者白書より

20歳未満（相談件数 15,733件）

| | 商品・役務等 | 件数 |
|----|---------------|-------|
| 1位 | インターネットゲーム | 3,733 |
| 2位 | エステサービス（脱毛など） | 975 |
| 3位 | 商品一般（架空請求など） | 783 |
| 4位 | 健康食品 | 507 |
| 5位 | 異性交際関連サービス | 476 |

20歳代（相談件数 62,593件）

| | 商品・役務等 | 件数 |
|----|---------------|-------|
| 1位 | エステサービス（脱毛など） | 7,580 |
| 2位 | 賃貸アパート・マンション | 4,692 |
| 3位 | 商品一般（架空請求など） | 3,191 |
| 4位 | 内職・副業 | 3,007 |
| 5位 | 役務その他サービス | 2,762 |

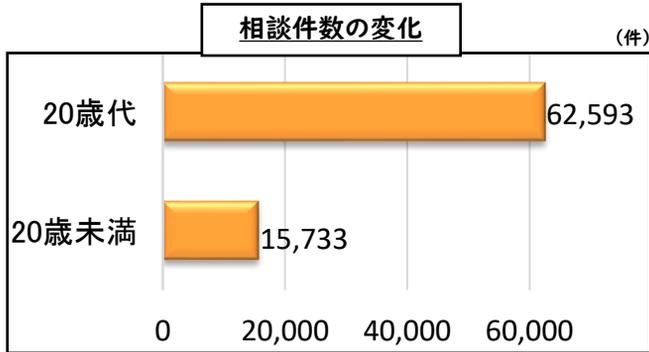
問：20歳未満と20歳代の相談には、それぞれどんな特徴がありますか？

ク 20歳未満

ケ 20歳代

3. 成人の権利と責任～18歳で成人すると何が変わる？～

民法が定めている成人の意味：① ひとりで(ア) ができる = 未成年者取り消しができなくなる
 ② (イ) に服さない(住むところ、職業等を自分で決められる等)



20歳代では相談件数が20歳未満よりも3倍近く増加しています。なぜだと思いますか？

映像を見て考えよう

高校3年生のアキラ(18歳)とマモル(17歳)は、文化祭のバンド演奏のために、楽器店で20万円のギターを買いました。しかし、その後バンド演奏をやめることになりました。2人ともお金を払いギターを受け取っています。返品できるでしょうか?理由も考えましょう。

(金融広報中央委員会作成映像)

1

4. 消費者トラブルの事例

①インターネット通販

スマートフォンやパソコン、テレビや雑誌広告などによる販売は、(オ) 販売

新モデル限定販売!

70%OFF

先着50足限定
 売り切れ次第終了
 通常価格20,000円
 今なら 6,000円

MIKE PRO XI
 (日本未発売 限定カラー)

サイズ

数量

カートに入れる

商品仕様

口コミ Aさん ★★★★★
 なかなか手に入らないモデルが安く買えました!

Bさん ★★★★★
 いつものサイズで大丈夫でした!
 すべての口コミはこちら ▼

MIKE PROFESSION Co. Ltd

返品交換について 特定商取引法に関する表記

①この通販サイトは何が目立っていますか?
 カ

②もし、あなたがこのスニーカーの購入を検討するとき、何を確認しますか?
 キ

③あなたはこの店で注文しますか?
 (はい いいえ 決められない)
 理由は?

【ご利用ガイド】

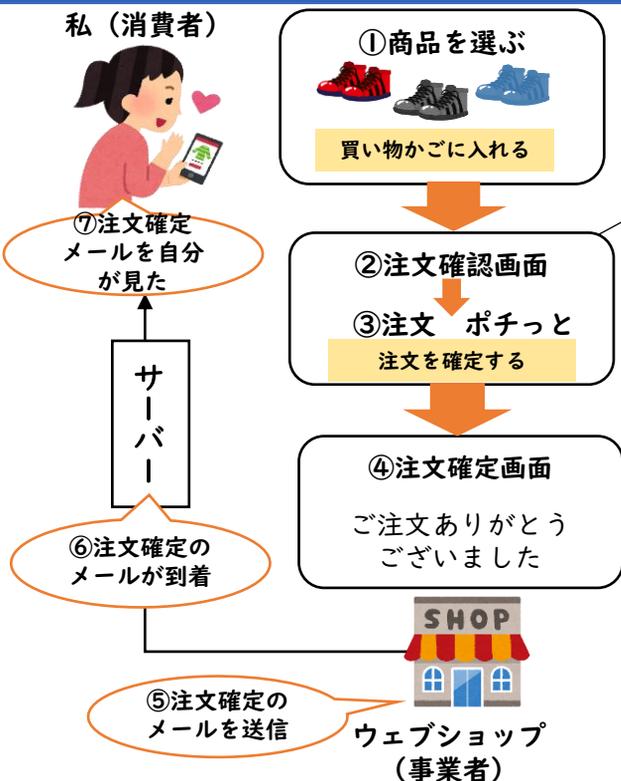
<支払い方法>銀行振込
 ご注文後、銀行口座と支払額をご連絡します
 <商品発送>注文後3日以内に発送します
 <配送料>全国一律500円(税込)
 <手数料>銀行振込の手数料を負担ください
 <返品について>お客様都合による返品・交換は受け付けません

【特定商取引法に基づく表記】

会社名: MIKE PROFESSION Co. Ltd
 運営責任者: 代表者 ○○○太郎
 所在地: 奈良市消費町
 電話番号: 080-1234-****
 メールアドレス: mike@++++.jp

Ⅲ. 消費者トラブルの実態

インターネット通販の契約成立と注意点



確認画面の例

ご注文内容の確認

商品：MIKIスニーカー PRO XI
 サイズ：24cm
 カラー：レッド
 代金：6,000円（税込み）
 支払い方法：銀行振込 先払いのみ
 お届け日：指定なし 支払い確認後に発送
 送料：500円 支払い合計：6,500円
 注文確定後の返品交換はできません。

- 問1. 契約が成立したのはどこですか？
ア
- 問2. この注文の場合、商品が届いた後に返品（解約）はできますか？
イ
- 問3. あなたは注文（契約）する前に、何を確認しますか？
ウ

◎インターネット通販の契約成立の要件

- ✓ 契約内容をわかりやすく表示する
- ✓ 契約内容の確認画面を表示す
- ✓ 承諾画面の表承/契約承諾通知の送信

信用できる業者を選ぶことが大事！



注意：通信販売には、クーリング・オフ制度はない。注文前に返品できるか確認しよう！

定期購入になっていた！



ダイエットサプリがお試して500円だったので、申し込んだ。1回だけ注文したつもりが、翌月も同じ商品が届き、4,000円の請求書が入っていた。サイトの規約を確認すると、2回目以降は1個4,000円で4ヶ月以上の購入が条件となっていた。総額12,500円を支払わないといけなかった。
化粧品、健康食品、脱毛剤など様々な商品で発生！

こんなトラブルが起こっている…



ニセサイトのトラブル

商品が届かず連絡がつかない
SNSで、スポーツブランドのウェアが9割引の広告が表示された。サイトで申し込み、代金を先に払ったが、商品が届かない。相手の会社にメールを送っても返信がなく、連絡がつかない。

商品は届いたが偽物だった 連絡不能
海外ブランドを扱うネットショップの閉店セールで、ブランドものの10万円のバッグが、1万円になっていた。注文した。代引き配達で商品を受け取ったが、ブランドものには見えない。

ネット通販を利用する時の注意点を書きましょう。
エ

② 実在の会社を装う偽メール(フィッシング)

利用料金の未払い金があります。至急、確認してください。
<http://●●●org/>

お荷物をお届けにあがりましたが、不在のため持ちかえりました。
 下記のサイトから確認してください。
<http://●●●●org/>

iPhone

偽サイトへ誘導し、「IDとパスワード」や「クレジットカードの情報」を入力させたり、未払い金があると思わせ、お金を振り込ませる。

Android

不審アプリをインストールさせる⇒スマホ内の情報を盗まれる。セキュリティを削除させる場合もある。



SMSやメール文に記載されているURLはタップしない! 利用しているサイトや契約している会社からの連絡でも、ニセメールかもしれない。必ず公式サイトから確認しよう。提供元が不明のアプリはインストールしない!

③ もうけ話・副業・闇バイト

大手携帯電話会社
 限定キャンペーン

1万円以上!

売上アップのお手伝い。
 キャンペーン限定のスマホを
 購入して送るだけ!
 1台につき1万円以上支払
 います。スマホ代や利用料金の
 支払は不要! 当社が負担!

まずはこちらに連絡>>>

スマホを契約して渡す
 だけでお金がもらえる!?

送るのは何?
 運ぶのは何?
 渡すのは何?

犯罪者の手先になるかも



1日5万円

送るだけ
 # 運ぶだけ
 # 渡すだけ

簡単! 未経験OK



楽して稼げる仕事やバイトはありません。個人情報を提供すると家族に危害を加えると脅され、犯罪グループから抜け出せなくなります。あやしいと感じたら、すぐに相談しましょう! #9110 (警察相談専用ダイヤル)

④ SNSの個人間売買

フリマアプリの取引は個人間売買⇒自己責任

SNSで知り合った相手からアイドルのライブチケットを譲ってもらうことになり、代金4万円を指定通りに支払った。

前払いね。
 チケットはいつもらえる?

アイドルのチケット
 余ったのでゆずるよ!

・会ったこともないのに信じていいの?
 ・私のプロフィール信用できる?
 ・いつでも連絡とれなくできるよ

お金を支払ってもチケットを受け取ることができず、連絡がつかなくなるトラブルもあります。

直接会うと危険な目にあうかもしれません。SNSの情報だけで判断しないようにしましょう。

Ⅲ. 消費者トラブルの実態

⑤ キャッチセールスのトラブル

キャッチセールスとは、街角で呼び止めて、その場で勧誘したり、店や営業所等に連れ込んで契約させる販売方法。化粧品やエステ、絵画等の高額な契約トラブルが発生している。

ロールプレイ

タレント

素質

君だけ

○夫君が街を歩いている時に、「タレントになりませんか？」とスカウトされました。話を聞いているうちに、タレントになるためのレッスン受講と写真撮影の契約をしてしまいます…。

①なぜ契約してしまったのでしょうか？
ア

②販売員の説明であやしいと思うところはどこですか？
イ

③トラブルにあわないためにはどうしたらいいですか？
ウ

④契約した後で、やめたい時はどうすればいいですか？
エ

5. トラブル解決の方法

消費生活センターに相談

消費者ホットライン (オ)

未成年者取消をする

未成年者が、保護者などの同意を得ないでした契約は、取り消すことができます。ただし、おこづかいの範囲や「成人である」と偽ったりした場合などは取り消してできません。(P2参照)

クーリング・オフ

販売方法と期間が限定されています。

クーリング・オフとは、(カ) という意味で、一定期間内であれば消費者から一方的に(キ) で申込みを撤回したり、契約を解除できる制度です。

販売方法は、限定されており、解除できる期間は、契約書を受け取ってから8日間または20日間となっています。(右表参照)

問：私たちがよくする買い方で、クーリング・オフできないのは？

(ク) と(ケ)

クーリング・オフできる販売方法と期間

| 取引内容 | 期間 |
|------------------|------|
| 訪問販売(キャッチセールス含む) | 8日間 |
| 電話勧誘販売 | |
| エステ・語学教室・パソコン教室等 | |
| 訪問購入(押し買い) | 20日間 |
| 連鎖販売取引(マルチ商法) | |
| 内職・モニター商法 | |

【クーリング・オフ通知のしかた】

- ・クーリング・オフの手続きは、メール・フォーム・FAXなどの電磁的記録による通知、または、はがきによる通知で行う。
- ・クーリング・オフは、相手に通知が届いた時点ではなく、通知を行った時点で手続き完了とみなされる。（発信主義）
- ・クレジット契約をしている場合は、販売会社とクレジット会社の両方に通知する。

<クーリング・オフの効果>

- ・支払った代金は返される
- ・受け取った商品は事業者負担で返品できる（着払いOK）
- ・解約料等を支払う必要はない

「5. キャッチセールスの事例の契約書」

領収書兼売買契約書

あなたの名前 様 ××年 ×月 ×日

金 200,000 円

タレントレッスン6か月分及び写真撮影料として
頭金1万円 受取済み

株式会社 アクトプロダクション 東京営業所

代表取締役:×山×郎 担当者:△山〇太郎

〒111-1234 東京都千代田区〇〇町1丁目

email:××××@×××.co.jp TEL:03-1234-5678

クーリング・オフの手順

契約解除通知書を作成する

(はがき・電子メール・フォームなどで通知する)

(はがきの場合:自署)

(メール・フォームなど)

はがきの両面をコピーする

契約書を確認し、通知先や具体的な通知方法が記載されている場合は、それを参照して通知する

特定記録郵便か簡易書留で送る
(郵便局発行の受領書を受け取る)

はがきのコピーと受領書を保管

通知後は送信した証拠(送信履歴や画面のスクリーンショット)を保存



クーリング・オフ通知を出す時は、写真やコピーをとるなど必ず証拠を残そう！
やり方がわからない時は、
消費者ホットライン188に相談しよう！

ワーク クーリング・オフ通知を作成してみよう

宛先: ××××@×××.co.jp

件名: クーリング・オフ

株式会社 () 様

次の契約を解除します。

契約年月日:

商品名:

契約金額: 円

販売会社名:

担当者名:

支払った代金 () 円を返金してください。

() 年 () 月 () 日

住所:

氏名:

3,000円未満の現金払いや消耗品を使用した時などクーリング・オフができない場合があります。

<自己評価>

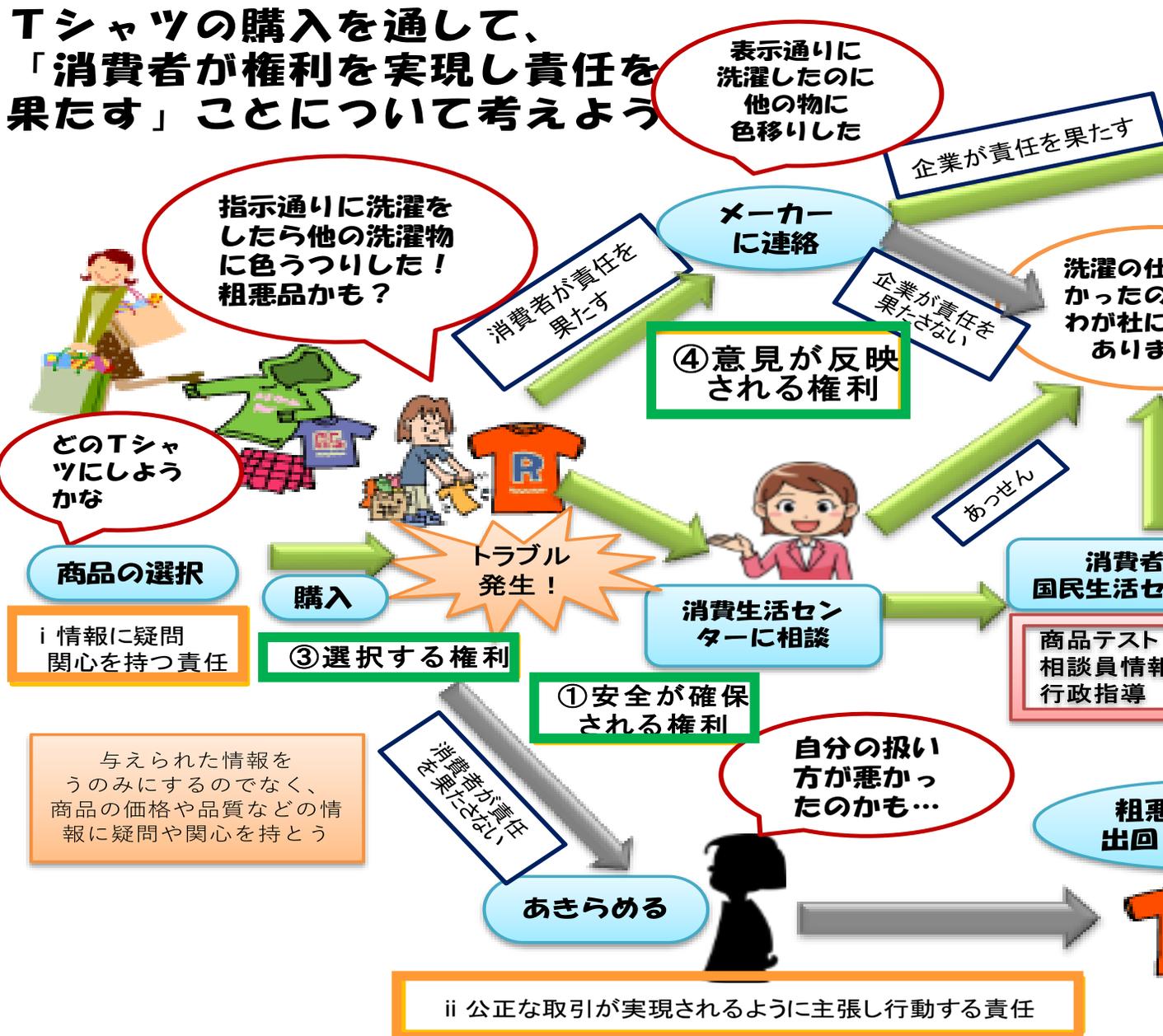
- 今日の授業に積極的に参加できましたか。(A・B・C)
- 消費者トラブルを防ぐためにはどうしたらよいか理解できましたか。(A・B・C)
- 考えたことや感想や、どのようにこれからの生活に活かそうと思うか書きなさい。

IV. よりよい消費生活をめざして

1. 消費者を守る法律と相談機関

- 〈ア〉 〉法……イ_____年に改正された消費者の権利の尊重と消費者の自立の支
 - 〈ウ〉 〉法……消費者と事業者が結ぶ契約に適用され消費者に著しく不利になること
 - 〈エ〉 () 〉法……製品の欠陥による損害賠償について定めたもの
 - 〈オ〉 〉に関する法律……訪問販売などについてのルールやクーリング・オフ制度に
- 消費者からの相談に応じたり、消費者への情報提供、苦情処理、商品テストなどを行う機関
- *〈カ〉 〉センター ……地方公共団体が運営する消費者のための相談業務を行う機関
 - *〈キ〉 〉センター ……独立行政法人として、国民生活に関する情報の提供、調査研究、
 - 〈ク〉 〉……各地の消費生活センターに寄せられた情報を集約して調査、分析し、

**Tシャツの購入を通して、
「消費者が権利を実現し責任を
果たす」ことについて考えよう**



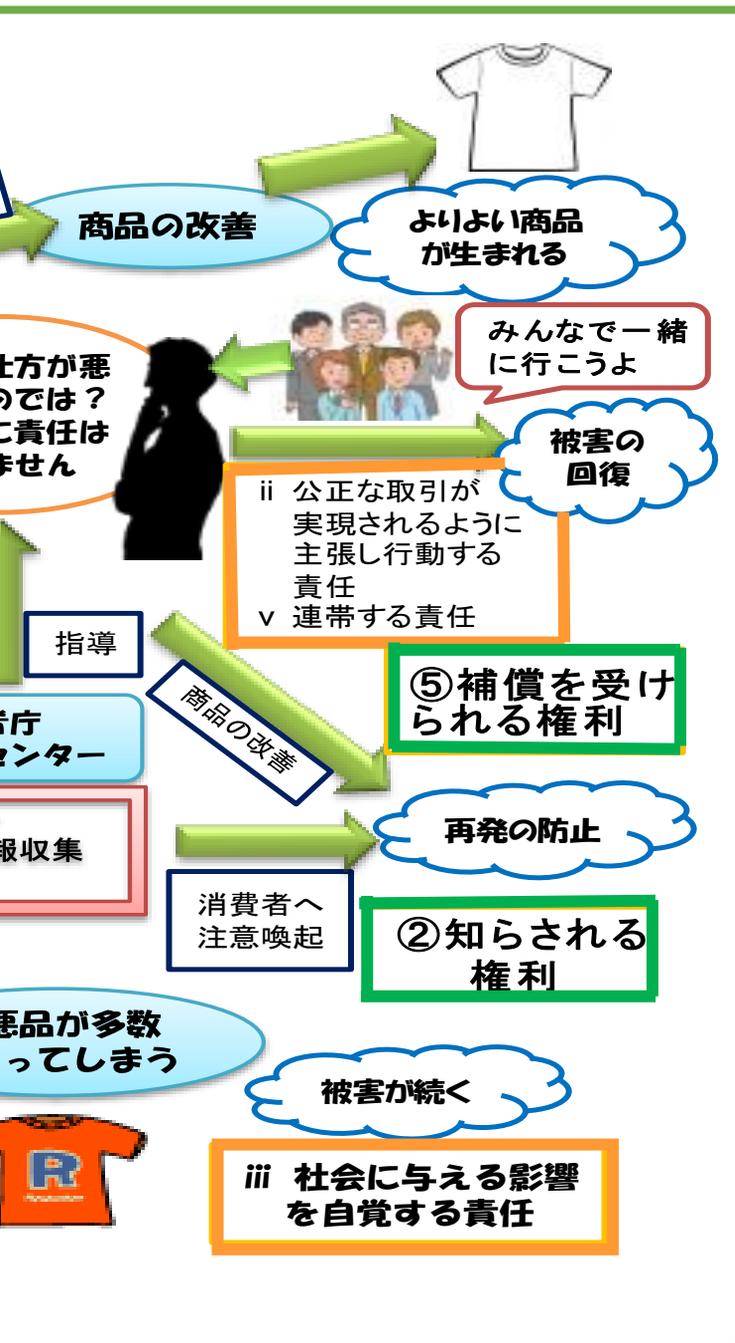
援を基本理念としたもの

は無効になる

について定めたもの

重要消費者紛争解決のための手続き等をする機関

各省庁への指導や勧告を行う



2. 消費者の権利と責任

〈国際消費者機構(CI)〉

……消費者団体の国際連絡組織

● 消費者の8つの権利

- ①(ケ)が確保される権利
- ②(コ)権利
- ③(サ)する権利
- ④(ソ)が反映される権利
- ⑤補償を受けられる権利
- ⑥生活の基本的ニーズが補償される権利
- ⑦消費者教育を受ける権利
- ⑧健全な環境で働き生活する権利

①～④は、(ス)が
1962年世界で初めて提唱した。

● 消費者の5つの責任

- i 情報に疑問や関心を持つ責任
- ii 公正な取引が実現されるように主張し行動する責任
- iii 社会に与える影響(特に弱者)を自覚する責任
- iv 環境への配慮をする責任
- v 連帯する責任



IV. よりよい消費生活をめざして

3. 消費者市民社会を目指して

<買い物は投票>

商品を買う

=

事業者を支持する

商品を買わない

=

商品の改善

事業者の姿勢を変える

買い物は投票ということについて、どう考えますか？

<ア

>・・・一人ひとりの消費者が、自分だけでなくまわりの人々や、未来の人々の状況、内外の社会経済状況や地球環境まで思いをはせて生活し、社会の発展と改善に積極的に参加する社会

<イ

>・・・環境への影響を考え、消費行動をする人

ミニ知識：エシカル消費

倫理的消費（エシカル消費）の分類

環境への配慮

- ・グリーン購入
- ・自然エネルギー利用
- ・エコマーク付き製品
- ・有機農産物
- ・国産材使用
- ・車レンタル、シェアなど

環境に配慮したエシカル消費とは、私たちは日ごろ環境のおかげで生きているという自覚から、環境を思いやって消費するということです。

環境に配慮した製品の購入はグリーン購入と呼ばれ、日本では20年以上の歴史があります。グリーン購入法や環境配慮契約法などの法律も整備されて、国等の機関はグリーン購入義務、地方自治体には努力義務があります。民間企業や消費者には一般責務があり、社会全体で取り組みが進んでいます。

社会への配慮

- ・製造や流通段階で児童労働などがなく、労働者の人権や周りの環境に配慮している製品（例：エシカルファッション）
- ・フェアトレード製品など
- ・障がい者支援になる製品を選ぶ など

社会へ配慮したエシカル消費の例としては、途上国などで児童労働や環境汚染を引き起こさずに生産された衣類を購入し着こなし、エシカルファッションなどがあります。



地域への配慮

- ・地産地消
- ・地元商店での買い物
- ・エコマーク付き製品
- ・応援消費 など

地域へ配慮したエシカル消費としては、地産地消や被災地の生産品を進んで購入する応援消費があります。2011年東日本大震災以降、応援消費が活発になっています。



☆知っていますか？「持続可能な開発目標(SDGs)」

出所：国連広報センター

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs(「Sustainable Development Goals<持続可能な開発目標>」)とは、2015年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標で、すべての国連加盟国193カ国が合意しているものです。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されており、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓っています。地球環境の悪化を食い止め、貧困や格差の問題を解決するために、SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。世界が一体となって持続可能な社会の構築へと取り組むなかで、私たち消費者も、消費生活の中で、目標達成のために行動することがもとめられています。

<自己評価>

- 今日の授業に積極的に参加できましたか。(A・B・C)
- 今日の授業内容は理解できましたか。(A・B・C)
- 消費者の責任を果たすために自分にできることを考えて書きましょう。

- これまで消費生活の授業を受けて、分かったこと及びこれからの生活にどう生かそうと思うか書きなさい。

あきらめずに、相談しよう！

1. 行動しない

2. 行動する！

事業者が対応しない

事業者が対応

あきらめる

あきらめない

解決！

消費者
ホットライン
188

消費生活相談窓口
に相談する
トラブル情報を提供する

解決！

不正な取引・被害が減らない！

- 改善策がとられない
- 粗悪な商品・サービスが増える
- 悪質な事業者が取り締まられない

- 自分も助かる
- 悪質業者が減る
- 同じ被害が起こらない
- 安全・安心な社会へ

相談無料・秘密厳守

奈良県消費生活センター

〒630-8122 奈良市三条本町8番1号
シルキア奈良2階
TEL 0742-36-0931
FAX 0742-32-2686
相談受付 午前9時～午後4時30分(月～金)
年末年始・土日・祝日を除く

奈良県消費生活センター中南和相談所

〒635-0085 大和高田市片塩町12番5号
大和高田市市民交流センター3階
TEL 0745-22-0931
FAX 0745-22-4999
相談受付 午前9時～午後4時30分(月～金)
年末年始・土日・祝日を除く

地元の消費生活相談窓口：

TEL：

消費生活センターとは？

地方公共団体の行政機関で、全国に約850箇所設置されています。消費者と事業者との間に生じた商品やサービスの苦情などについて、消費者から相談を受け付け、専門の消費生活相談員が公正な立場で、消費者に助言などを行い解決を支援しています。このほか、商品テストや消費生活に関する情報提供、消費者教育・啓発なども行っています。

消費者ホットライン

全国共通の電話番号から身近な消費生活相談窓口をご案内します。

 **188** (局番なし)
い や や

イラスト：消費者庁イラスト集
いらすとやさんより

企画・制作

奈良県中学校 技術・家庭科研究会「身近な消費生活と環境」部会
奈良県消費生活センター(2017年初版：7訂)
(令和7年版：2025年3月発行)